

# 平成 26 年度地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（環境省執行分） 募集要綱

## 1. 目的

東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、自立分散型のエネルギーを確保する地域づくりの取組が重要となっている。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）は、地下水環境基準の超過率が継続的に最も高く、畜産排泄物や農地施肥等の面源を発生源とする広域的・面的な汚染が広がっており、その対策は急務である。このため、本事業では、豊富なポテンシャルを有する家畜排泄物由来のバイオガスを活用しつつ、処理残滓の適正な利活用・処理を徹底し、地下水への窒素負荷を低減することにより、地域資源の循環による自立・分散型エネルギー供給と環境負荷の少ない地域づくりを同時に推進するモデルシステムを構築することを目的とする。

## 2. 提案の要件

### 2-1. 公募対象となる事業

設備運営主体、原料供給者、エネルギー利用者及び行政機関等による、地域協議会を設置し、その構成員が、バイオガス製造設備等の地域循環型バイオガスシステムの構築に必要な設備をリース方式により導入、運用し、併せて処理残滓の有効活用・適正処理を徹底することによる、ガス・熱・電気の地域への供給を通じた温室効果ガス削減の効果、地下水質の改善効果（地下水流域への窒素負荷の低減効果）及び事業性等の実証を行い、課題の整理やその克服方法の検討を行う事業を対象とする。

また、取組を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ地域循環型バイオガスシステムの普及を図ることができる事業を対象とする。

さらに本公募事業においては、硝酸性窒素等による地下水汚染への対処を目的とすることから、原則として、その主な発生源である家畜排泄物を原料とするバイオガス事業を対象とする。

- ※1 自家消費用に稼働しているバイオガス製造施設を地域供給型にするために必要となる設備の追加（既存施設を有効に活用したモデルシステム）についても対象とする。
- ※2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度との併用システムは不可とする。
- ※3 地域協議会については、これを担うことができる既存の協議会等を活用することも可能とする。

### 2-2. 場所

場所については、硝酸性窒素等による地下水汚染が顕在化している又は将来的に懸念される地域であること。

## 2-3. 提案者（機関）の要件

### 契約締結までに満たすべき要件

- ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合であること。若しくは、その他の法人にあっては、平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、契約締結時点までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- ⑤提案事業について、関係する地方公共団体が、例えば地域協議会への参画等、何らかの形で関与（参画）するものであること。
- ⑥国又は独立行政法人等の事業費等により、提案課題と同種の実証事業を同時に行っていないこと。
- ⑦（別添）暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 3. 事業の期間及び費用

### 3-1. 事業の期間

事業の実施期間は、平成26年度から平成28年度までの3カ年とする。

ただし、委託契約は各年度毎の単年度契約とし、年度毎に業務遂行状況が良好と認められる場合には、提出された計画に基づき次年度以降の契約を締結するものとする。

なお、次年度以降の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行い得るものであり、次年度の予算見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の大幅な変更を行う場合や契約を締結しない場合がある。

平成26年度における本事業の委託契約期間は、委託契約締結の日から平成27年3月27日までとする。

### 3-2. 委託費の規模

本モデル事業の予算総額は、300,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とし、予算総額の範囲内で、1～2件程度を採択する予定である。なお、採択件数や採択額は、応募状況によって変更が生じる場合がある。

### 3-3. 委託費の範囲

本モデル事業において環境省が負担する経費は、以下の通りとする。

#### 3-3-1. 人件費

本モデル事業に直接従事した職員等に要して支給される給与、諸手当及び賞与等

### 3-3-2. 業務費

#### ①旅費

当該事業に直接必要とする国内出張をする際に必要となる交通費、宿泊費及び日当。なお、移動に際し、レンタカーを使用する場合には、同借料も交通費として計上すること。

#### ②諸謝金

事業を実施するに当たり、当該業務の専門知識を有する者にアドバイザー業務等を依頼した場合の謝金など、事業への寄与に対する謝金。なお、共同実施者への謝金は計上できないものとする。

#### ③会議費

当該事業に直接必要な会議や打合せ等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等。

#### ④リース料、借料及び損料

当該事業に直接必要な設備（バイオガス製造設備等の実証を行うために必要な設備（既施設への追加設備も含む。））の導入に係る設計費及びリース料や物品使用料及び損料に必要な経費。

#### ⑤賃金

事業の補助員を雇用する賃金とし、事業執行の補助等の業務を対象とすること。

#### ⑥消耗品費

当該事業に直接必要な物品であって、機械・備品に該当しない物品の購入費。

#### ⑦通信運搬費

当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費。  
なお、通信運搬費として計上できる経費は当該事業に直接必要であることを証明することができるものとする。提案者が当該事業以外にも使用している電話等の料金については一般管理費に含むこととし、通信運搬費として計上できないものとする。

#### ⑧印刷製本費

当該事業に直接必要な会議資料、図面、パンフレット、リーフレット、報告書等の印刷製本、CD-Rへの焼き付け等に必要な経費。

#### ⑨雑役務費

当該事業の実施に付随して必要となる諸経費（機器の保守費、速記料、通訳料、翻訳料等）や派遣会社を通じた事務員等に必要な経費。

#### ⑩外注費

事業の実施に際して必要となる業務の一部を他者に請け負わせるのに必要な経費。共同実施者には位置付けない他者に対して、業務の一部を請け負わせることができるものとする。

#### ⑪委託費

事業の一部を再委託するために必要な経費。

### 3-3-3. 一般管理費

当該事業を行うために必要な経費のうち、当該事業に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門等の管理費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で当該事業に要する経費として

特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上することができる。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{業務費} - \text{外注費} - \text{委託費}) \times \text{一般管理費率}^{\ast}$$

※一般管理費率については、提案者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則としますが、提案者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を計上すること。

## 4. 対象事業の採択方法

提案された事業については、別途環境省から委託する者により設けられた学識経験者からなる審査委員会において審査を行い、採択対象とする事業を決定する。

### 4-1. 提案事業の審査

審査委員会において提案者から事業内容に関するプレゼンテーションを行っていただき、その後、質疑応答を行う。審査委員会は、提案を基に採択対象とする事業を決定する。

※なお、応募者多数の場合には、書面による予備審査を行う場合がある。

### 4-2. 審査項目

4-1 の審査は、下記の視点から行う。（括弧内は各項目における点数配分）

#### ①事業目的（10点）

当該地域における最適な事業目的が設定されているか。（当該地域における波及効果を含む。）

#### ②事業実施内容（15点）

事業目的に照らし合わせて、事業実施内容は適切に計画されているか。

#### ③スケジュール（10点）

事業実施内容等と照らし合わせて、妥当なスケジュールが示されているか。

#### ④実証性（15点）

事業の実証内容が適切に設定されているか（地域の自立分散型エネルギー導入に貢献するものであるか、地域の硝酸性窒素等地下水汚染の改善に貢献するものであるかなど）。

#### ⑤実現可能性等（15点）

事業の実現可能性があり、また、委託事業終了後の展望が適切に計画されているか。

#### ⑥事業効率性（10点）

導入する設備等は、効率的かつ事業目的等と照らし合わせて適切なものとなっているか。

#### ⑦予算配分（10点）

提案内容の予算配分は、事業内容に応じて効率的なものになっているか。

#### ⑧事業実施体制及び遂行能力（15点）

事業に関与する各構成機関の役割分担や責任体制が適切であるか。また、各構成機関における事業従事者の配置や各者の能力・知見が適切であるか。さらに、地域協議会の事業実施体制は、十分かつ効率的なものとなっているか、特に当該地域の地下水汚染対策に責任を有す

る地方自治体の関与が十分であるか。

また、地方自治体が硝酸性窒素対策に積極的に取り組んでいる地域を優先して採択することとする。（当該地域における地方自治体の取組状況の積極性に応じて、最大 10 点を加算）

表. 評価項目及び点数配分

評価項目	加算項目
事業目的 (10点)	地方自治体における取組状況 (10点) ●当該地域における地方自治体が硝酸性窒素等対策に係る計画を策定済の場合 (3点) ●上記計画において家畜排泄物対策を位置づけている場合 (2点) ●対策のための体制 (連絡会・協議会等) 設置済の場合 (3点) ●地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画を策定し、バイオマス利用を記載している場合 (2点)
事業実施内容 (15点)	
スケジュール (10点)	
実証性 (15点)	
実現可能性等 (15点)	
事業効率性 (10点)	
予算配分 (10点)	
事業実施体制及び遂行能力 (15点)	
合計 110 点満点	

※評価項目について、10点満点である場合は、十分満足できる (10点)、満足できる (6点)、満足できるレベルよりやや劣る (4点)、満足できない (0点) で評価。15点満点である場合は、十分満足できる (15点)、満足できる (9点)、満足できるレベルよりやや劣る (3点)、満足できない (0点) で評価。

※加算項目については、各項目を満たす場合に加算とする。

#### 4-3. 実証事業の決定通知

1次審査及び2次審査の結果については、環境省から提案者へ書面にて通知する。その際、不採択となった提案課題については不採択理由を併せて通知する。

#### 4-4. 審査委員会委員の公表

審査の透明性及び公平性を高めるため、審査委員会の委員名簿を、採択事業の公開に併せて公表する。

#### 4-5. 検討会委員への接触の禁止等

提案者やその関係者が、事業の選定を行う委員に対して、それと知りつつ直接接触することを原則禁止する。このような行為を行ったことが判明した場合は、提案事業を評価対象から除外するなどの措置を執ることがある。

なお、審査委員会の委員が提案者の利害関係者であった場合、当該委員は当該事業の審査からは排除することとしている。

### 5. 実証事業について

#### 5-1. 委託契約の締結

採択事業については、環境省と提案者との間で委託契約を締結する。委託費は、当該契約締結以後に発生する本事業に使用することができる。

なお、契約金額については、採択後の契約前に事業実施計画を精査した上で所要額を決定す

るため、必ずしも提案金額とは一致しない。

#### 5-2. 終了時評価

実証事業終了後、報告書のとりまとめを行っていただくとともに、審査委員会において成果を報告し、評価を受けていただく。

#### 5-3. フォローアップ調査等

各年度毎に提出される報告書の他に、実用化・普及に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要を明記した資料の提出等を適宜求める場合がある。また、本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは終了後に、成果発表会等にて発表していただく場合がある。

## 6. 実証事業成果の取扱いについて

### 事業成果の公表

環境省は、本モデル事業の成果を積極的に公開し、その普及活動に努めることとしている。また、受託者は、自ら成果の公開、普及に努めていただくとともに、必要に応じて環境省に協力していただくこととなる。

受託者が本モデル事業の内容や成果を公表する場合は、事前に環境省に連絡するとともに、本モデル事業を活用している旨を公表する文書に明記することを求める。

## 7. 提案の手続き案内について

### 7-1. 提案方法

本モデル事業への採択を希望する者は、以下の書類を提出すること（下記 10. の問い合わせ及び提案書類送付先まで必ず書留郵便等の配達記録が残る方法にて送付すること）。

#### ①提案事業についての資料

別紙提案様式の各項目について記入したもの、正 1 部、副 5 部を提出。

#### ②提案者に関する資料

提案者の概要等がわかる資料（様式自由）、正 1 部、副 1 部を提出。

#### ③その他関連資料

①及び②については、情報公開請求等があった場合には、公開することが基本となりますので、企業秘密を含む情報は別冊にし、その旨を記載の上①及び②に準じた部数を提出して下さい。

### 7-2. 提案の締め切り

平成 26 年 6 月 27 日（金）17 時 必着（持参、または、書留郵便等の配達記録が残る郵送方法により提出。電子メール、FAX は不可。）

## 8. スケジュール（見込み）について

平成 26 年 5 月 27 日	公募の開始
平成 26 年 6 月 27 日	公募の締切
平成 26 年 7 月上旬	審査委員会
平成 26 年 7 月	契約の締結（事業開始）及び公表
平成 27 年 3 月	事業の評価
平成 27 年 4 月以降	平成 27 年度契約（継続可の場合）

## 9. その他の留意事項

- ① 事業の実施に際し、機器の故障、破損等の損害が発生した場合や、第三者との間に係争が生じた場合等において、環境省は一切の責任を負わない。
- ② 対象事業の選定等に当たり、追加で資料の提出を依頼することがある。

## 10. 問い合わせ及び提案書類送付先

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室  
「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業担当」

TEL 03-5521-8309

FAX 03-3501-2717

E-mail mizu-chikasui@env.go.jp

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2（中央合同庁舎第 5 号館 2 3 階）

別添

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。